

関西福祉大学 教育後援会

も申しましたように、本会は、「関西福祉大学の教育振興」、「大学と家庭の連絡の緊密化」という目的を踏まえ、大学の取り組みを支援し、学生の皆さんのが安心して安定的に4年間学び、それぞれが目指す進路や目標が達成されるよう、本年度につきましても、教育設備の充実や、福利厚生環境の改善・向上、進路・就職に関わる各種助成、各種研修、部・サークル活動、ボランティア活動などへの助成といつた教育振興事業を中心には、様々な取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

ここで、本学の現況につきまして、少しご説明させていただきたいと思います。

社会福祉学部につきまして、本年4月の発達教育学部の設置にあわせ、定員を200名から100名に減じました。定員割れの状態が続いておりますが、学部で学んだ学生たちは誠実、熱心に学習し、また、ボランティア活動を始めとする社会貢献活動などにも積極的に取り組んでいます。その成果として、就職率は開学学部設置以来、毎年ほぼ100%となっています。卒業生たちは、福祉分野だけではなく、地方自治体の職員、警察官、消防士、公立学校、幼稚園の教員などの公務員、福祉系企業、一般企業など、実に様々な、幅広い分野で活躍しています。社会福祉を学んだ人材は、あらゆる分野で活躍できる大変有用で汎用性のある人材であることを積極的にアピールすることで、志願者・入学者の増加を図り、入学して下さいました学生の皆さんのが目的意識をもつて、しっかりと申上げます。

成を行つてまいります。また、福祉大学にある教育学部として、特色ある学部にしていきたいと考えています。既設の2学部と同様会員の皆さまのご支援を賜りますようお願いいたします。

本学は、ブランド大学でもなく、知名度も十分ではない小規模大学です。しかし、小さな大学であつても、地域や在学生のニーズをきめ細やかに、かつ迅速に応え、そのことによつて、信頼され愛される、小なりといえども光り輝き続ける大学を目指し、不斷の努力を重ねて参ります。

また、大学の主役である学生の皆さんを全教職員が大切にし、入学したすべての学生との皆さんのが安心して快適に本学で学習し、学生生活を送り、専門的な知識を身につけるとともに、国家資格にふさわしい人間性を身につけることができるよう支援してまいりたいと考えています。

教育後援会の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会長あいさつ



学長あいさつ



23

かりと学んでいただけるような、より魅力的

## 平成26年度 役員および委員一覧

役 職	氏 名	学 部
会 長	中丁 知子	社会福祉学部（子ども福祉）
副 会 長	脇村かおり	看護学部
監 事	矢野千代美	社会福祉学部（子ども福祉）
監 事	吉田 光代	社会福祉学部（社会福祉）
4 年次委員	丸山 美幸	看護学部
	谷口 繁美	社会福祉学部（社会福祉）
	前島 恵子	社会福祉学部（社会福祉）
3 年次委員	代野 聖子	看護学部
2 年次委員	松岡 仁美	社会福祉学部（社会福祉）
	松姫由美子	看護学部
1 年次委員	室井 和則	社会福祉学部
	端戸 淳子	社会福祉学部
	村中 雅英	看護学部
	吉水 宏和	看護学部
	梶原 滋洋	発達教育学部
	古山耕一朗	発達教育学部

平成26年度関西福祉大学教育後援会総会は、4月5日（土）、入学式典に引き続き赤穂市文化会館（ハーモニーホール）にて開催されました。当日は、平成25年度事業報告、決算報告及び監査報告、平成26年度事業計画案、予算案について審議され、原案どおり承認されました。また、教育後援会規程類の改定についても審議されました。原案どおり承認されました。続いて、平成26年度新役員・委員が選出されました。

卷之三

平成26年度 教育後援会 事務局

■ 學生支援課

課長	末政 圭介
学生支援課職員	立川 晴道、山本 美香

財務課

総務課会計担当職員 中岡 愛弓、前田 亜希、南 知里



## 関西福祉大学教育後援会 平成26年度 事業計画

### 第1 全般

本会会則第2条に規定する「大学と家庭との連絡の緊密化を図る」、「本学の教育振興に寄与する」といふ本会の目的を踏まえ、主として、教育設備・備品の整備・充実、学生福利厚生事業、図書館資料の購入、就職指導・支援、課外活動などの教育振興のための事業への助成を実施する。なお、大学が平成28年度に開学2周年を迎えることから、記念事業の在り方、積立金の使用に係る方針などについて、大学及び同窓会との協働のもとに、本年度以降の適切な時期に本格的な検討に着手する。また、校友会が母校支援予算を拡充することに伴い、各種助成に係る経費負担に係る分担割額についての調整、検討を進めていく。

### 第2 事業区分ごとの実施計画(概要)

#### 1.会議

(1)総会 4月 5日(土)  
(2)委員会 第1回 4月 5日(土)  
第2回 平成27年3月上旬の土曜日または日曜日の午後を予定  
(3)役員会 第1回 平成27年 同上  
上記のほか、必要に応じて役員会・委員会を開催する。

#### 2.会報の発行

第1号(月下旬)、第5号(10月上旬)、第53号(1月中旬)を発行

#### 3.教育懇談会(各学部ごと実施)

(1)開催時期 10月 25日(土)(大学祭1日目)を予定  
(2)主な実施内容  
ア 第一部 全体懇談会:学部の概要説明、進路・就職の状況、卒業生・在学生メッセージ  
イ 第二部 アカデミック・アドバイザーとの個別面談

#### 4.教育振興事業 等

(1)教育設備・学生貸出備品購入支援  
正課内外の教育環境の整備・充実のための各種支援を実施する。  
ア 学生使用・貸出備品(ビデオカメラ等)の調達  
イ 国家試験対策図書購入助成  
ウ 学生による選書費用助成  
エ 学生用コピー用紙・トナー等の消耗品の調達(図書館・演習資料室、

#### 情報処理室)

(2)学生福利厚生等支援  
学生の学習意欲・能率の向上、施設管理、学内環境の整備・充実などに資するため、以下の助成を行う。  
ア 施設管理(体育馆・厚生棟の夜間・休日施設業務)費用の助成  
イ 学生用荷物保管用クッカー設置(2号館1階)費用の助成  
ウ ウォーターサーバー購入  
エ 4号館(厚生棟)大規模改修に伴うL A N環境整備、家具什器類の調達に係る費用助成  
オ 学内環境整備(中庭整備、1・2・3号館周辺植栽)  
カ 「朝活」(食堂での朝食提供)、「大学祭応援夕食フェア」(大学祭準備期間中の食提供)、「国試・定期試験応援夕食フェア」(1月中旬~国試・定期試験終了までの夕食提供)の費用助成

#### (3)図書館資料購入支援

大学の教育・研究の充実を支援するため、以下の図書館資料購入のための支援を実施する。  
ア 授業の参考となる図書  
イ 国家試験対策・就職対策関連図書  
ウ 学術・一般雑誌  
エ 上記に係る学生リクエスト図書

#### (4)教育懇談会(各学部ごと実施)

(1)開催時期 10月 26日(土)  
(2)主な実施内容 学部の概要説明、進路・就職の状況、卒業生による後輩へのメッセージ  
本年度は、第1部の全体会の後、第2部として個別面談会を実施した。

#### (3)会議

(1)総会 4月 5日(金)  
(2)委員会 第1回 4月 5日(金)  
第2回 平成26年 3月 1日(土)

#### (4)会報の発行

第48号(6月中旬)、第49号(9月下旬)、第50号(12月中旬)を発行した。

#### (5)教育懇談会(各学部ごと実施)

(1)開催時期 10月 26日(土)  
(2)主な実施内容 学部の概要説明、進路・就職の状況、卒業生による後輩へのメッセージ  
本年度は、第1部の全体会の後、第2部として個別面談会を実施した。

#### (6)その他の

(1)就職指導助成  
家計急変等の理由により、学費等の支弁が困難となった学生に対して、「関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程」に基づき、緊急奨学金を給付する以下の各種支援策等への助成を行う。

ア 就職支援セミナー、就職ガイダンス、論作文講座、マナー講座  
イ 学内企業説明会、学内実習病院就職説明会、卒業生との相談会  
ウ 公立学校教員採用試験対策講座、公立幼稚園教諭・保育士直前対策講座、公務員一般教養試験対策講座、公務員専門試験対策講座、警察官・消防士採用試験対策講座

エ 一般常識・学力テスト・公務員試験模試、教員採用試験公開模試

オ 国試対策キズム、S I試験対策問題集等就職支援用教材調達

(5)実習交通費補助(社会福祉士・看護師ほか)

(6)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(7)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(8)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(9)学研付帯学生生活総合保険の加入案内

(10)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(11)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(12)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(13)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(14)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(15)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(16)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(17)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(18)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(19)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(20)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(21)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(22)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(23)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(24)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(25)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(26)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(27)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(28)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(29)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(30)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(31)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(32)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(33)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(34)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(35)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(36)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(37)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(38)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(39)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(40)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(41)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(42)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(43)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(44)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(45)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(46)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(47)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(48)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(49)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(50)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(51)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(52)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(53)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(54)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(55)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(56)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(57)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(58)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(59)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(60)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(61)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(62)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(63)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、交通費・宿泊費等の助成を行う。

(64)研修費助成(実施なし)

実習に伴う経済的負担の軽減

## 関西福祉大学 教育後援会 会則

(名称)  
第1条 本会は、関西福祉大学教育後援会と称し、事務局を関西福祉大学内に置く。

(目的)  
第2条 本会は、大学と家庭との連絡の緊密化を図るとともに、本学の教育振興に寄与することを目的とする。

(組織)  
第3条 本会員は、本学学生の保護者又はそれに代わる者をもって組織する。

(事業)  
第4条 本会は次の事業を行う。  
1 大学と家庭との相互連絡  
2 学生の日常生活、学業成績、就職等に関する懇談会の実施  
3 学生の教育、調査、研究、厚生等に関し、必要と認める事業の援助  
4 その他必要と認める事業

(委員・役員等)  
第5条 本会に、次に掲げる委員及び役員等を置く。  
1 委員  
（1）委員は、各学部の各年次から若干名を、保護者の互選により、学長がこれを委嘱し、会務の執行に関する事項を審議する。  
（2）委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。  
2 役員会長 1名、副会長 若干名、監事 若干名  
（1）役員は、委員の互選によるものとし、任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。  
（2）役員は、後任者が決定するまでは、その任にあるものとする。  
（3）会長は総会、委員会及び役員会を召集し、議長となる。  
（4）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。  
（5）監事は、事業および会計の監査を行う。  
3 顧問 若干名、役員会の推薦により必要に応じてこれを委嘱し、会務に助言する。  
4 参与 若干名、本学教職員中よりこれを委嘱し、会務に参画する。  
5 会計 本学職員に委嘱する。  
6 書記 本学職員がこれにあたる。  
（総会、委員会、役員会）  
第6条 本会は、必要に応じて総会、委員会及び役員会を開催するものとする。  
1 総会及び委員会の議決は、出席会員の多数決による。  
2 役員会は、委員会への提案事項及び必要な事項について協議する。  
3 委員会は、総会への提案事項、その他運営に関する事項についての審議及び補正予算についての決議を行う。  
4 総会は、年1回行う。ただし、緊急に必要がある場合は、委員会をもって総会に代えることができる。  
5 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、その他運営に関する事項についての決議を行う。  
6 総会の決議事項は、会報により、報告を行う。  
7 本会の運営経費は、会費及び寄付金をもってあてる。  
（会費）  
第7条 本会の会費は次のとおりとする。  
1 入会金 10,000円  
2 年会費 30,000円  
ただし、平成11年度以降の新規会員とする。  
（年会費）  
第8条 弁慰金に関する必要な事項は別に定める。  
（会計）  
第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。  
（改正）  
第10条 本会則の改正をするときは、委員会の決議による。

附則  
本会則は、平成9年6月5日より施行する。  
本会則は、平成10年3月22日より改正施行する。  
本会則は、平成11年4月5日より改正施行する。  
本会則は、平成12年3月11日より改正施行する。  
本会則は、平成13年3月3日より改正施行する。  
本会則は、平成26年4月1日より改正施行する。

## 関西福祉大学 教育後援会事務局及び事務処理に関する規程

(目的)  
第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の事務局組織について規定するとともに、事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図る。

(事務局組織)  
第2条 本会会則第1条に規定する事務局は、関西福祉大学学生支援課（以下、「学生支援課」という。）に置く。また、事務局には次の職員を置く。  
（1）事務局長 1名  
（2）事務職員 若干名  
2 事務局長は、学生支援課長をもってあてる。  
3 事務職員は、学生支援課職員等をもってあてる。

4 学長及び大学事務局長は、事務局の運営及び事務処理に関して、相談及び助言を行う。（事務の決裁）  
第3条 本事業実施に係る事務については、事務職員が文書起案の上、学内事務決裁規程に規定する稟議書または同書の様式により、教育後援会会长の決裁を受けることとする。  
また、購入等予定価格及び内容により、本会事務局長が決裁することとする。

(1) 教育後援会会长決裁  
① 購入等予定価格が30万円以上の場合  
② 当該決裁に係る内容が本会の運営に重大な影響を及ぼす場合  
(2) 本会事務局長決裁（学長及び大学事務局長の合議を得るものとする。）  
上記以外の場合  
(物品等購入等の際の見積り比較)  
第4条 購入予定価格が10万円を超える場合は、2社以上の見積り比較を行い、購入先の決定を行うこととする。  
(出張手続 等)  
第5条 本会業務のために、教職員が出張する場合の出張手続き及び旅費の支給基準等について  
は、関西福祉大学旅費規程ほか関係諸規程を準用する。  
(文書の保存年限)  
第6条 文書の保存年限は、次のとおりとする。  
(1) 稟議書 5年  
(2) 同書 3年  
(3) その他の書類 3年  
(改廃)  
第7条 本規程の改廃は、委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附則  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成18年10月28日から改定施行する。  
この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

## 関西福祉大学 学生課外活動指導者の指導費等の支払い要領等に関する規程

(目的)  
第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）予算のうち、教育振興費の執行による学生課外活動指導者に対する指導費等の支払要領等について必要な事項を定める。  
(指導費等)  
第2条 指導費等は次のとおりとする。  
(1) 年間指導費（学内における恒常的な指導に係る指導費）  
(2) 学外指導費（学外において実施される試合等の同行・指導に係る指導費）  
(3) 上記(2)に係る旅費・宿泊料  
(支給基準)  
第3条 支給基準は次表による。  
なお、恒常的な練習場所が大学の敷地外、学外施設等である場合の指導は、学内指導として扱う。

(1) 年間指導費		(単位 円)
金額(年額)	支払要件(一ヶ月あたりの平均指導回数)	
60,000	5回未満	
150,000	5回~11回	
200,000	12回以上	

(2) 学外指導費等			
区分	日 帰	宿 泊	備 考
学外指導費	2,000	3,000/日	
旅 費	実 費 (赤穂市内は) 1,000	実 費	1合理的な旅程 経済路線利用に留意のこと 2車輌移動の場合 なお、ガソリン代は大学基準に準ずる。 車輌移動に伴う駐車料金は実費
宿泊料		10,000/泊	

2 指導者が本学の常勤の教職員である場合については、次のとおりとする。  
(1) 年間指導費  
原則として支給しない。  
但し、教育後援会会长が特に必要と認める場合については、表中の金額の1/3の額を基準として支給することができる。  
(2) 学外指導費等  
関西福祉大学出張旅費支給基準を準用する。  
「学外指導費」は「(出張)日当」と読み替える。

(手続き)  
第4条 支給に係る手続き等は次のとおりとする。

(1) 年間指導費  
関西福祉大学学生支援課（以後、「学生支援課」という。）が四半期に1回、各課外活動団体から指導受け回数の報告を受ける。  
3月中旬を目途に、学生支援課において指導実績を集約・確認し、教育後援会会长の決裁を受けて支給する。  
(2) 学外指導費等  
指導者が、「学生課外活動指導者出張計画書」を学生支援課に提出する。  
当該出張後、できるだけ速やかに「学生課外活動学外指導出張報告・旅費精算書」を提出する。  
支給はその都度行うこととする。  
(改廃)  
第5条 この規程の改廃は、委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成18年10月28日から改定施行する。  
この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

## 関西福祉大学教育後援会 緊急奨学金給付規程

(主旨)  
第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会会則第2条及び第4条の規定に則り、本学の教育に関する事業を援助し、教育振興に寄与することを主旨とする。

(目的)  
第2条 この規程は、所定の修学期間に卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変や災害などにより学資の支弁に支障を来し、困難な状況に立ち至った学生に対し、緊急に奨学金を給付し、修学継続を支援することを目的とする。

(定義)  
第3条 関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程を教育後援会緊急奨学金給付規程（以下「教育後援会緊急奨学金給付規程」という。）と称する。この規程により給付する奨学金を教育後援会緊急奨学金（以下「教育後援会奖学金」という。）と称し、奨学金を受ける者を教育後援会緊急受学生（以下「教育後援会奖学金受学生」という。）と称する。

(資格)  
第4条 教育後援会奖学金の給付が受けができる者は、1年次から3年次の学生及び4年を超えて在学する卒業年次以外の学生で、本人の学資を主として負担している者が死亡、病歿、失業、倒産し、又は本人あるいは本人の学資を主として負担している者が地震、風水害などの災害を被りもししくは不慮の事故に遭遇するなどにより、修学の継続が著しく困難となり、緊急の援助が必要であると認められる者とする。  
(募集及び採用)  
第5条 教育後援会奖学金受学生は、学生委員会の議を経て、教育後援会会长が採用を決定する。  
2 教育後援会奖学金の募集及び採用は、当該年度の前期及び後期に分けて行い、採用は当該学期に限る。

3 教育後援会奖学金の採用回数は、本学在学中4回を限度とする。  
(給付額)  
第6条 教育後援会奖学金の給付額は第5条第2項に規定する当該採用学期の授業料の不足額に相当する額とする。

(未納学費、後援会費への補填)  
第7条 教育後援会奖学金の学費及び後援会費が未納の場合は、教育後援会奖学金を未納の学費及び後援会費に充当し、残額を給付する。

(やむを得ない事情、不測の事態)  
第8条 第4条に示した事態に準するやむを得ない事情があると認められる場合、又は不測の事態が生じた場合には、教育後援会会长は本規程に特別な措置を設け、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、教育後援会奖学金の資格並びに募集及び採用、教育後援会奖学金の給付額等について、弾力的に運用することができる。

(出願)  
第9条 教育後援会奖学金の給付を希望する者は、所定の教育後援会奖学金願書に必要書類を添えて、学生支援課まで提出しなければならない。  
(併用給付の不可)  
第10条 関西福祉大学授業料減免規程に規定する減免との同一採用期間における併用は認めない。(資格の喪失)  
第11条 教育後援会奖学金が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 休学、退学又は除籍となったとき  
(2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき  
(3) 第9条の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき  
(4) その他、教育後援会奖学金としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき  
(奨学金の返還)

第12条 第11条の規定により教育後援会奖学金が資格を喪失したとき、当該奖学金は当該学期に給付された教育後援会奖学金の全額を当該学期に返還しなければならない。  
(事務の所掌)  
第13条 この規程に関する事務は、学生支援課が所掌する。ただし、給付に関する事務は、総務

課が所掌する。  
(施行細則)  
第14条 この規程に定めるもののほか、教育後援会奖学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)  
第15条 この規程の改廃は、学生委員会及び教育後援会委員会の議を経て、教育後援会会长が行う。  
附 則  
1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。本規程の施行に伴い、「関西福祉大学教育後援会『卒業予定者貸付制度』（貸付金規程）」（旧規程）は廃止する。  
2. 附則1の規定にかかるわざ。平成17年3月31日までに旧貸付金規程により貸付を受けた者は、引き続き旧規程の適用を受けるものとする。  
3. この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。  
4. この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

## 関西福祉大学 教育後援会研修等助成に関する規程

(目的)  
第1条 この規程は、本学学生及び教職員が参加する研修等に対し、その費用の一部を関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の教育振興費により助成することで、自主積極的な研修参加を促し、修学意欲や職務遂行意欲の向上を図る。  
(助成対象となる研修等の内容及び種類)  
第2条 本学学生が広い視野と豊かな人間性を育み、社会人、社会福祉・看護・教育・保育等の専門職としての資質を涵養し、また教職員が、職務の遂行に必要な知識、技能の修得、向上を図るために研修等を助成対象とし、下記区分によるものとする。  
(1) 海外研修  
(2) 国内研修  
(助成額の基準)  
第3条 各研修等の助成額の基準は、次のとおりとする。

区 分	研修等の種類	助成額の基準
学 生	海外研修	所要経費の50%の額を基準として助成する。 但し、原則として金額の上限を1件につき15万円とする。
教 職 員	国内研修	

2 教職員について、大学その他の機関等から必要経費、手当等が支給される場合を除く。  
3 研修等の内容及び所要経費の額等により、前項に定める金額の上限を超えて助成することができるようとする。

(申請手続)  
第4条 助成を希望する者は、関西福祉大学教育後援会研修等助成交付申請書（以下、「申請書」という。）（様式第1号）により、学生については学生委員長、学長を経て、教職員については所属長を経て、それぞれ教育後援会会长に申請するものとする。

(審査)  
第5条 助成対象者、助成額を検討、決定するために審査を行う。  
2 審査は、次の人員をもって行う。  
(1) 学生委員長、大学事務局長、本会事務局長  
(2) 教職員部長（教員の場合）、大学事務局長、本会事務局長

(審査内容及び要領)  
第6条 審査は主として次に掲げる内容及び要領等により行う。

(1) アカデミック・アドバイザー（教員にあっては所属長）の選考内申（書面による。）  
(2) 申請書  
(3) その他必要と思われる項目

(助成対象者の決定及び通知)  
第7条 教育後援会会长は、助成対象者、助成額が決定した後、結果を決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(報告)  
第8条 本助成金の交付を受けた者は、助成を受けた研修等終了後、2週間以内に研修成果報告書を提出するものとする。  
また、必要に応じて、研修成果についての報告会を実施することとする。

(改廃)  
第9条 この規程の改廃は、本会委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。